

井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務に係る公募型プロポーザル
質問書への回答

番号	質疑事項	回答
1	<p><募集要領> 4 参加資格（3）について ・井手町測量等コンサルタント業務入札参加登録に必要な書類とは何か。</p>	<p>井手町ホームページ（公募型プロポーザルの実施について（基本設計・実施設計））に掲載しておりますので、参照願います。</p> <p>※R1.10.25 17時 町ホームページに掲載</p>
2	<p><募集要領> 4 参加資格（3）井手町測量等コンサルタント業務入札参加登録に必要な書類について ・「登録証明書」とはどの何の証明書を指しているのでしょうか。 ・これらの書類は参加表明書に合わせて送りすればよいのでしょうか。</p>	<p>登録証明書については、一級建築士事務所の登録証明書（写し）を提出願います。 書類の提出時期については、募集要領の4参加資格（3）のとおり、参加表明書に合わせて送付願います。</p>
3	<p><公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準> □共通事項 3 業務実績について ・平成15年4月1日以降に竣工と記載がありますが、設計完了時期と読み替えても大丈夫でしょうか。 ・上記において、建物が建設中の場合、業務実績資料に添付する写真の代わりにパースの添付でよろしいでしょうか。</p>	<p>竣工を設計完了時期と読み替えることは不可です。業務実績には平成15年4月1日以降に工事が完了しているものを記載してください。 建設中の建物については実績には含まれません。 なお、竣工後の建物について、写真の代わりにパースを添付することは可とします。</p>
4	<p><募集要領> 4 参加資格（5）について 記載されている内容から、管理技術者及び意匠担当主任技術者以外の主任担当技術者（構造や設備など）については、協力事務所より配置しても良いのでしょうか。</p>	<p>技術者の配置については、お見込みのとおり。 なお、募集要領14提出書類の取扱い（6）に記載していますとおり、技術者の変更は原則できませんのでご留意ください。</p>
5	<p>参加にあたりJVは可能でしょうか。</p>	<p>JVによる参加については不可とします。</p>

6	<p><募集要領> 4 参加資格（5）について ・管理技術者および意匠担当主任技術者に会社の代表取締役等を配置する予定です。各配置技術者とも大学教授と弊社の代表取締役等を兼任しているため、会社名義での保険加入はございません。「履歴事項全部証明書」に代表取締役として各者の氏名が記載されています。要件を満たす書類として考えてよろしいでしょうか。または、「建築士事務所に所属する建築士の届出書」で証することは可能でしょうか。 参加資格（5）・・・管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p>	<p>各者の氏名が記載されている「履歴事項全部証明書」の提出で可とします。 打合せ会議等に管理技術者又は意匠担当主任技術者の出席を求めますので、会議等の出席に支障がない者を配置願います。</p>
7	<p>設計共同体による参加は可能でしょうか。 可能な場合、コンサルタント業務参加登録は代表企業のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>設計共同体による参加については不可とします。</p>
8	<p><募集要領> 4 参加資格（4）について 「直接かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が3名以上所属していること」 上記の参加条件をJVにより満たす事での参加は可能でしょうか？ 例えば、 設計事務所A・・・一級建築士2名所属 設計事務所B・・・一級建築士1名所属 設計事務所AとBのJV・・・一級建築士3名</p>	<p>JVによる参加については不可とします。</p>
9	<p>「参加表明書及び技術提案書作成要領」の「4. 技術提案書作成の留意事項」に、「参加表明に基づき選定された者は～」との記載がありますが、これは、参加資格を有すると認められた者全員が技術提案書の提出要請を受けるわけではなく、参加表明時に提出する書類をもとに審査が行われ、選定された者が提出要請を受けるとい意味でしょうか。またその場合、参加表明時に提出が任意とされている様式2-1、2-2、2-3は評価対象に含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、参加資格を有すると認められた者全員に技術提案書の提出要請をします。</p>

10	募集要項7(2)ウに、「技術提案書を提出した者は令和元年12月27日(金)にプレゼンテーションを行う。」との記載がありますが、技術提案書提出者は、提出後の審査で数社に絞られることなく、全員がプレゼンテーションを行う、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	様式2、2-2に記載する業務実績には、改修工事の設計業務を含めてよろしいでしょうか。また、それが可能な場合、規模面積は改修部分の面積を記載するということがよろしいでしょうか。	業務実績に改修工事の設計を含めることは不可とします。
12	技術提案書の提出要請について 募集要領 p.6 5参加資格の確認(4) 参加資格を有すると確認された者はすべて技術提案書を提出できると考えてよいでしょうか。それとも数社のみ提出要請があるのでしょうか。	参加資格を有すると確認された者全員に技術提案書の提出要請をします。
13	参加表明書の体裁について 参加表明書及び技術提案書作成要領 5 参加表明書(正1部、副3部)はクリップ留めでよいでしょうか。綴じ方についてご指定があればお示しください。また様式1は正副すべてに押印するものと考えてよいでしょうか。	綴じ方に指定はありません。 正副すべてに押印をお願いします。
14	入札参加登録に必要な資料の提出について 募集要領 p.4 4参加資格(3) 井手町測量等コンサルタント業務入札参加登録に必要な資料を提出する場合、1部を参加表明書に同封して郵送すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	業務実績について 警察庁舎、消防庁舎は、「庁舎(議会機能含まない)」の種別に入ると判断してよろしいでしょうか。	警察庁舎及び消防庁舎は本件でいう「庁舎」には含まれず、公共施設とします。
16	参加表明書、技術提案書の提出方法について 募集要領 5.(2)イ 参加表明書の提出方法等に郵送とありますが、参加表明書の提出は、郵送のみで持参は認められないということでしょうか。また募集要領 7.(2)ア 技術提案書の提出方法は、5.(2)と同じとありますが、イ午後4時(必着)とありますので、持参により4時締切と認識してもよろしいでしょうか。	参加表明書及び技術提案書の提出は郵送のみで持参は認めていません。

17	<p>参加表明書 様式1について</p> <p>参加表明書 様式1の2 添付書類とは、募集要領4にある参加資格を証明する書類という認識でよろしいでしょうか。(事務所登録の写し、納税証明の写し等)</p>	お見込みのとおりです。
18	<p>質疑回答は、自社のものに限らず、全社の質疑に関する回答を頂戴できるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、町ホームページにも掲載します。</p>
19	<p>協力事務所について</p> <p>協力事務所は他の応募者と重複することは可能でしょうか。</p>	不可とします。
20	<p>井手町測量等コンサルタント業務入札参加資格について</p> <p>平成30、31年度井手町測量等コンサルタント業務入札参加資格を有していない場合は、参加表明提出時に入札参加登録に必要な書類を同封するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>提出部数について</p> <p>作成要領において提出部数は参加表明書4部、技術提案書11部となっておりますが、様式2-1~2-3を技術提案書と同時に提出する場合、当該様式の提出部数は4部でよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
22	<p>業務実績について</p> <p>業務実績の評価点の種別①「上記以外の複合施設」については、用途は問わないという認識でよろしいでしょうか。「複合施設」とありますが、単独用途の建築物は認められないのでしょうか。</p>	用途は問いません。単独用途の建築物は不可とします。
23	<p>ヒアリング審査について</p> <p>ヒアリング審査の実施について、対象業者をどのように選定するのかご教示ください。下記の2のケースでは、技術提案書と同時でも良いとされている様式2-1から様式2-3については参加表明と同時に提出するほうが審査上有利となるような状況は考えられますでしょうか。</p> <p>1. 技術提案書を提出するすべての業者を対象 2. 参加表明書等(様式1及び様式2)に基づいた審査のうえ選定された業者を対象 3. 技術提案書(様式3から様式5)に基づいた審査のうえ選定された業者を対象</p>	参加資格を有する者全員にヒアリング審査を実施しますので、様式を出す時期によって審査上有利・不利になることはありません。

24	<p>測量等コンサルタント業務入札参加登録に必要な資料の2番、代表者の身分証明書は申請者が法人の場合は、3番の書類で代用可能でしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
25	<p>様式2、様式2-2の業務実績ですが、消防署や消防庁舎は庁舎に含まれますか。</p>	<p>警察庁舎及び消防庁舎は本件でいう「庁舎」には含まれず、公共施設とします。</p>
26	<p>参加資格について</p> <p>① 参加資格要件をすべて満たす2社によってJVを組んで参加することは可能でしょうか。</p> <p>参加表明様式について</p> <p>② JVで参加する場合に、様式2の業務実績はJVで合わせた実績を記載することによろしいでしょうか。</p> <p>③ 管理技術者、意匠技術担当主任技術者は、JVのうち同じ企業に所属する必要がありますでしょうか。</p> <p>④ 管理技術者、意匠技術担当主任技術者以外の技術者はJVに所属する技術者でかまいませんか。</p>	<p>JVによる参加については不可とします。</p>
27	<p>様式2-1 事務所の業務実績資料及び様式2-3 管理技術者・主任技術者の業務実績について写真と設計コンセプトの他、図面やダイアグラム等を掲載することは可能でしょうか。</p>	<p>可とします。</p>
28	<p>管理技術者と意匠担当技術者について管理技術者と意匠担当技術者の、同一人物による兼務は可能でしょうか。</p>	<p>管理技術者と意匠担当技術者の同一人物による兼務は不可とします。</p>